

# はじまります！ にっぽんの新しい子育て

## 子ども・子育て支援新制度とは

- 子育て中のすべてのご家庭を支援する制度です。
- 「認定こども園」の普及や、多様な保育の確保による待機児童の解消に取り組みます。
- 身近な市町村が地域の子育てニーズを把握し、これにあった支援を充実させます。
- 消費税などを財源に、平成27年度に本格スタートの予定。  
子育てを支える社会に向けて動き出します！

### Q 「認定こども園」って何ですか？

A 幼児期の学校教育と保育を一緒に提供できる施設が「認定こども園」。保護者が働いている、働いていないにかかわらず利用できます。また、認定こども園に通っていない子どもの家庭でも、「認定こども園」での子育て相談などを利用することができます。

### Q 新制度では、幼稚園や保育所への入園手続きはどうなりますか？従来の申込み方法から変更はありますか？

A 新制度での手続きについては、これまでの制度と手続きの時期や流れが大幅に変わるわけではありません。ただし、幼稚園を希望する子どもの保護者も含め3つの区分による認定を受けることや、認定を受けた場合は認定証が交付されること、保育所などを希望する場合に必要に応じて市町村による利用の調整やあっせんが受けられることなど、従来の手続きとは異なる点があります。今後、お住まいの市町村から提供される情報を入手し、ご不明な点は市におたずねください。

### Q 新制度になると現在の幼稚園や保育所は、なくなってしまうのですか？

A 現在の幼稚園・保育所は、必ず認定こども園になるわけではありません。幼稚園・保育所が、どのように運営していくのかを決めることになっています。新制度のもとで、お住まいの地域の幼稚園・保育所がどのように運営されるかについては、お住まいの市町村などにおたずねください。

### Q 支援されるのは共働き家庭だけですか？

A 新制度は、すべての子育て家庭を支援する仕組みです。急な用事や短期的な就労などの際に利用できる「一時預かり」などもすべての子育て家庭が対象です。また、気軽に子育ての相談や、親子同士で交流ができる「子育て広場」など、地域のニーズにあった身近な支援の場も増やしていきます。

### Q 両親が遠方に住んでいて、助けてもらうのが難しいのですが…

A 子どもが病気の時でも安心して預けられる「病児・病後児保育」や、保護者が昼間家庭にいない小学生を対象とした「放課後児童クラブ」など、地域の多様なニーズにあった子育て支援を充実させていきます。

### Q 幼稚園の保育料などの仕組みが変わるのですか？

A 新制度では、幼稚園に支払う保育料自体が、保護者の所得に応じて市町村が定める負担額となる仕組みになります。これに、各園において、実費負担や上乗せ利用料が生じる場合があります。詳しくはお住まいの市町村又は園におたずねください。



すべての育てたいに、応えたい。

子ども・子育て  
支援新制度

お問い合わせ先  
深川市役所社会福祉課  
子育て支援推進室  
0164-26-2237

内閣府・文部科学省・厚生労働省

詳しくは内閣府HPまで



## 新制度の利用の流れ

# 施設などの利用を希望する保護者の方に、 利用のための認定を受けていただきます。

新制度では、お住まいの市町村による**3つの区分の認定**に応じて、施設など（幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育）の利用先が決まっていきます。手続きは、これまでと時期や流れが大きく異なるものではありませんが、新たに必要となる手続き等については、今後改めて市や施設などからお知らせいたします。

### 3つの認定区分

#### 1号認定 教育標準時間認定

お子さんが**満3歳以上**で、教育を希望される場合  
利用先 幼稚園、認定こども園

#### 2号認定 満3歳以上・保育認定

お子さんが**満3歳以上**で、「保育の必要な事由」に該当し、保育所等での保育を希望される場合  
利用先 保育所、認定こども園

#### 3号認定 満3歳未満・保育認定

お子さんが**満3歳未満**で、「保育の必要な事由」に該当し、保育所等での保育を希望される場合  
利用先 保育所、認定こども園、地域型保育

2014年  
秋頃スタート

子ども・子育て支援新制度の利用の流れ

幼稚園等を  
利用希望の  
場合



1

幼稚園等に  
直接利用  
申込みをします

※市町村が必要に応じて  
利用支援をします。

2

幼稚園等から  
入園の内定を  
受けます

(定員超過の場合などには  
面接などの選考あり)

3

幼稚園等を通じて  
利用のための  
認定を申請します

4

幼稚園等を通じて  
市町村から認定証が  
交付されます (1号認定)

5

幼稚園等と  
契約をします

保育所等での  
保育を利用  
希望の場合



1

市町村に  
「保育の必要性」の  
認定を申請します

※利用希望の申込み(3)も  
同時にできます。

2

市町村から  
認定証が  
交付されます

(2号認定・3号認定)

3

保育所等の  
利用希望の  
申込みをします

(希望する施設名などを記載)

4

申請者の希望、  
保育所等の状況など  
により、市町村が  
利用調整をします

※保育を必要とするお子さん(2号、3号認定)の  
場合、必要に応じ、市町村が利用可能な  
保育所等のあっせんなどもあります。

5

利用先の  
決定後、  
契約となります

※認定こども園を利用する場合は、1号認定の場合は上段の、2号、3号認定の場合は下段の手続きの流れが基本となります。

新制度の利用にかかる保育料は、  
保護者の所得に応じた支払いが基本となります。

新制度の様々な支援にかかる保育料の額は、現行の負担水準や保護者の所得に応じて、  
国が今後定める基準を上限として、市町村が地域の実況に応じて定めることとなります。

契約・支払先は、利用する施設によって異なります。

認定こども園・幼稚園・  
公立保育所・地域型保育を  
利用する場合

利用者は**施設・事業者**と契約し、  
保育料を**施設・事業者**(公立保育所の場合は市町村)へ支払います。

私立保育所を利用する場合

利用者は**市町村**と契約し、保育料を**市町村**へ支払います。